

事業主様

岐阜繊維健康保険組合

## 健診の補助金申請について

定期健康診断の通知を差し上げたところですが、遠隔地での健診補助金申請方式で受けられる被保険者の方については下記の要領で補助金を申請して下さい。

### 記

1. 対象者及び年齢 健診受診当日被保険者資格のある**35歳以上の被保険者**

(34歳以下の方の補助はありません。)

2. 補助金対象健診

(1)健康診査・・・契約機関はありませんので、お近くの医療機関・健診センター等で受診して下さい。

(2)生活習慣病健診・・・協会けんぽ(全国健康保険協会)が契約している健診機関にて受診して下さい。

一部当組合が**契約している健診機関**があります。その場合、**事前申請**となりますので、詳細については組合へお尋ね下さい。

※なお、いずれも基本健診項目とXMLデータ作成料のみを対象とし、オプション検査、特定健診結果記入票(個別)への転記料などは自己負担となります。基本健診項目の料金は、健診機関によって異なります。事前に確認のうえ受診して下さい。

3. 補助金金額及び負担金

18,000円を限度として実費相当額から、負担金の3,000円を控除した額を補助いたします。なお、補助金は事業所の口座へ振り込みます。

※ 18,000円を超えた健診料金は、自費となります。

(例:20,000円の健診を受けた場合・・・18,000円から3,000円を引いた15,000円を組合から補助負担金3,000円と18,000円を超えた2,000円の併せて5,000円は自己負担)

4. 申請方法等

事業所にて健診機関単位の申請書を取りまとめ受診者名簿を作成し、申請書・受診者名簿・健診結果等を添付の上、保険組合へ提出して下さい。

※なお、詳しい利用方法・申請書等につきましては、当組合ホームページをご利用下さい。ホームページが利用できない場合は、書類を郵送いたしますのでお申し出下さい。



ホームページ QRコード